

東日本大震災に伴う建設業許可等の有効期間の再延長措置の概要

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、建設業の許可等の有効期間の再延長措置を講じる。
(平成23年8月30日 関係政令・告示施行)

	平成23年8月末までの延長措置	再延長措置
特定権利利益	① 建設業の許可（建設業法） ② 経営事項審査（建設業法） ③ 監理技術者資格者証（建設業法） ④ 浄化槽工事業の登録（浄化槽法） ⑤ 解体工事業の登録（建設リサイクル法）	① 建設業の許可（建設業法） ② 経営事項審査（建設業法） ③ 浄化槽工事業の登録（浄化槽法） ④ 解体工事業の登録（建設リサイクル法）
対象者	特定被災地域 ^(※) 内に主たる営業所等を有する者 ※ 岩手・宮城・福島・茨城各県の全域及び 青森・栃木・千葉・新潟・長野各県の一部区域	被災3県 ^(※) に主たる営業所等を有する者 ※ 岩手・宮城・福島各県の全域
延長後の満了日	平成23年8月31日	平成24年2月29日

被災3県では建設業許可等の更新を行っていない者が未だ多数存在

- ・営業所が流失等したが、元の場所に再建できない
- ・営業所の場所を移転すると、工事の受注が困難となるおそれ
- ・更新等の要件である財務関係資料の提出ができない

このほか、行政庁は、対象者以外の者から理由を記載した書面により延長の申出があったものについて、最大H24. 2. 29まで個別に延長可能

23.3.11

<特定被災地域に主たる営業所等を有する者>

有効期間の延長

23.8.31

<被災3県に主たる営業所等を有する者>

有効期間の再延長

(この期間内に許可の更新等が必要)

24.2.29